

高松市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見をそれぞれ同条第9項および同条第10項の規定により、次のとおり公表します。

平成14年3月29日

高松市監査委員	花	崎	政	美
同	吉	田	正	己
同	谷	本	繁	男
同	菰	渕	将	鷹

平成13年度財政援助団体監査結果報告等について

記

第1 財団法人高松市駐車場公社

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
団 体	事 務	
財団法人 高松市駐車場公社	平成12年度に執行した出納 その他の事務および 平成13年4月1日から 平成13年11月30日まで に執行した出納その他の事務	平成13年12月3日から 平成14年1月11日まで

(2) 監査の方法

平成12年度および平成13年度に執行した当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体および同団体を所管している都市開発部都市再開発課から関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。

(3) 財団法人高松市駐車場公社（以下「公社」という。）の概要

ア 設置目的

公社は高松市における道路交通の円滑化を図り、都市機能の増進と公衆の利便に寄与することを目的とする。

イ 事務所所在地

高松市番町一丁目11番22号

ウ 組織（平成13年12月1日現在）

役員は14人で、そのうち理事長1人、副理事長1人、常任理事1人、理事9人および監事2人である。

なお、事務局職員は24人である。

エ 実施事業

- (ア) 高松市の委託に係る路外駐車場の管理
- (イ) 高松市の駐車場施策に協力する事業
- (ウ) その他公社の目的を達成するために必要と認められる事業

オ 採用している会計基準

公益法人会計基準

カ 基本金および高松市出資額（平成13年3月31日現在）（単位 円）

基 本 金	高 松 市 出 資 額
1,500,000	500,000

注 公社が同公社寄附行為第10条第3項の規定に基づき昭和49年度から昭和62年度までの各年度の決算剰余金を基本金に組み入れた結

果，基本金は高松市出資額の500千円から1,000千円増加して1,500千円となっている。

キ 高松市からの委託料の種類および金額（平成12年度）（単位 円）

委託料の種類	金額
高松市立駐車場管理委託料（ ）	205,714,812
高松市駐車場案内システム管理委託料	6,196,654
合計	211,911,466

高松市が公の施設の管理を委託しているものである。

ク 収支の状況等

㊦ 平成12年度財団法人高松市駐車場公社収支計算書

平成12年4月1日から平成13年3月31日まで（単位 円）

科目	予算額 A	決算額 B	差異 (A - B)
1 収入の部			
(1) 事業収入	214,220,000	211,911,466	2,308,534
委託料収入	214,220,000	211,911,466	2,308,534
(2) 諸収入	120,000	76,099	43,901
諸収入	120,000	76,099	43,901
収入合計	214,340,000	211,987,565	2,352,435
2 支出の部			
(1) 事業費	214,340,000	211,987,565	2,352,435
管理費	214,340,000	211,987,565	2,352,435
支出合計	214,340,000	211,987,565	2,352,435
当期収支差額	0	0	0

(イ) 平成12年度財団法人高松市駐車場公社貸借対照表

平成13年3月31日現在

(単位 円)

資産の部		負債および資本の部	
1 資産	15,411,921	1 負債	13,911,921
(1) 現金	649,000	(1) 未払金	12,431,541
(2) 普通預金	13,185,289	(2) 預り金	1,480,380
(3) 定期預金	1,500,000		
(4) 未収金	77,632	2 資本	1,500,000
		(1) 基本財産	1,500,000
合計	15,411,921	合計	15,411,921

(ウ) 平成12年度財団法人高松市駐車場公社財産目録

平成13年3月31日現在

(単位 円)

科目	金額
(資産の部)	
1 現金	649,000
2 普通預金	13,185,289
3 定期預金	1,500,000
4 未収金	77,632
資産合計	15,411,921
(負債の部)	
1 未払金	12,431,541
2 預り金	1,480,380
負債合計	13,911,921
正味財産	1,500,000

(4) 監査の結果

監査の結果，事務についてはおおむね適正に処理されていたが，別記の事項については改善を要すると認められる。所管部局にあっては団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに，団体にあっては所管部局の指導に応じた適切な措置を講ぜられたい。

なお，当該事項について措置を講じたときは，地方自治法第199条第12項の規定に基づき，その旨を監査委員に通知されたい。

また，監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(5) 改善を要する事項

ア 月次試算表の作成について改めるべきもの

財団法人高松市駐車場公社庶務規程（以下「規程」という。）第19条は，「経理は，公社の財政状態および経営成績を明らかにするため複式簿記により処理しなければならない。」と規定しているが，月次試算表の4月分および5月分において，前事業年度末の未収金および未払金が複式簿記の原則にのっとって経理されていない。

監査対象団体（財団法人高松市駐車場公社）

イ 帳簿類として整備すべきもの

規程第22条が規定する公社に備えつるべき帳簿のうち，現金，預金出納簿および財産台帳が備えつけられていない。

監査対象団体（財団法人高松市駐車場公社）

2 監査委員の意見

(1) 退職給与引当金相当額の支出時期について

平成13年度高松市立駐車場管理委託料は四半期ごとの年4回の分割払いとし，退職給与引当金相当額を第1四半期（平成13年4月）に支出しているが，退職給与引当金は，公社の決算時において予算の範囲内で必要な額を費用勘定に計上するとともに負債勘定に退職給与引当金勘定を設けて経理するものであるから，退職給与引当金相当額の支払時期は第4四半期（平成14年1月）が望ましい。

所管部局（都市開発部都市再開発課）

(2) 固定資産の経理方法について

固定資産について公益法人会計基準ではその減価償却を強制していないが、減価償却を行っていない場合は、その旨を計算書類に注記する必要があるとされているので、同基準に従い、その旨を注記されたい。

監査対象団体（財団法人高松市駐車場公社）

第2 高松市文化協会

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
団 体	事 務	
高松市文化協会	平成12年度に執行した出納 その他の事務および 平成13年4月1日から 平成13年12月31日まで に執行した出納その他の事務	平成14年1月4日から 平成14年2月27日まで

(2) 監査の方法

平成12年度および平成13年度に執行した当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体および同団体を所管している文化部文化振興課から関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。

(3) 高松市文化協会（以下「協会」という。）の概要

ア 設置目的

高松市内で部門別に結成された文化に関する8部門協会（ ）の連絡および協調を図るとともに、郷土文化の創造発展と文化水準の向上に資する。

高松市生活文化協会，高松市音楽協会，高松市文芸協会，高松市茶華道協会，高松市芸術協会，高松市歴史民俗協会，高松市美術協会，高松市趣味協会

イ 事務所所在地

高松市中央町5番28号青井ビル内

ウ 組織（平成13年度）

会長1名，副会長2名，理事長1名，副理事長1名，常任理事6名，理事16名，監事2名，事務局長1名，事務局次長2名

エ 実施事業および会計区分

- (ア) 協会活動事業（一般会計）
- (イ) 文化たかまつ発行事業（「文化たかまつ」発行事業特別会計）
- (ウ) 「あゆみ」発行事業（「あゆみ」発行事業特別会計）（ ）
- (エ) 委託事業（委託事業特別会計）

「あゆみ」発行事業は平成13年度のみの特例事業である。

オ 高松市からの補助金の種類および金額（平成12年度決算および平成13年度予算）

（単位 円）

補助金の種類	金額
高松市文化協会事業補助金	4,200,000
高松市文化協会活動事業	3,500,000
「文化たかまつ」発行事業	700,000
高松市文化協会加盟団体事業補助金（ ）	6,500,000
合 計	10,700,000

高松市文化協会加盟団体事業補助金は協会に加盟する8部門協会の構成団体に対して交付する補助金を、事務手続上、協会を通して交付しているもので、実質的に協会への事業補助ではない。

ク 収支の状況

- (ア) 平成12年度

【一般会計】

収入の部

（単位 円）

科目	予算額 A	決算額 B	差異 (A - B)
会費収入	1,000,000	1,000,000	0
市補助金	3,500,000	3,500,000	0
事業収入	700,000	896,000	196,000
市民文化祭事務委託	500,000	1,000,000	500,000
雑入	52,363	29,923	22,440
前年度繰越金	327,637	327,637	0
合計	6,080,000	6,753,560	673,560

支出の部

(単位 円)

科目	予算額 A	決算額 B	差異 (A - B)
事務所費	1,200,000	1,243,039	43,039
人件費	2,600,000	2,596,131	3,869
会議費	200,000	386,077	186,077
通信運搬費	300,000	316,211	16,211
事業費	1,530,000	1,343,371	186,629
慶弔費	120,000	10,000	110,000
雑費	80,000	10,605	69,395
予備費	50,000	420	49,580
共催負担金	0	500,000	500,000
合計	6,080,000	6,405,854	325,854

収入額合計と支出額合計の差 347,706 円は翌年度に繰り越している。

【文化たかまつ発行事業特別会計】

収入の部

(単位 円)

科目	予算額 A	決算額 B	差異 (A - B)
売上収入	610,000	687,900	77,900
広告料収入	450,000	350,000	100,000
市補助金	700,000	700,000	0
雑入	877	1,580	703
前年度繰越金	2,201,123	2,201,123	0
合計	3,962,000	3,940,603	21,307

支出の部

(単位 円)

科目	予算額 A	決算額 B	差異 (A - B)
印刷編集費	3,610,000	1,170,397	2,439,603
引当金 ()	0	2,249,843	2,249,843
販売経費	20,000	580	19,420
人件費	200,000	0	200,000
諸経費	100,000	94,678	5,322
予備費	32,000	0	32,000
合計	3,962,000	3,515,498	446,502

収入額合計と支出額合計の差 425,105 円は翌年度に繰り越している。

引当金 2,249,843 円は翌年度にあゆみ発行事業特別会計へ繰り入れている。

【委託事業特別会計】

収入の部

(単位 円)

科目	予算額 A	決算額 B	差異 (A - B)
高松市委託料	5,200,000	5,200,000	0
デリバリーアーツ	2,000,000	2,000,000	0
パブリックアート	120,000	120,000	0
学校巡回芸術教室	2,500,000	2,500,000	0
知ってもらおう高松講座	120,000	120,000	0
ものづくりふれあい教室	460,000	460,000	0
10町委託料	1,000,000	1,000,000	0
デリバリーアーツ	1,000,000	1,000,000	0
雑入	0	302	302
前年度繰越金	0	29,295	29,295
合計	6,200,000	6,229,597	29,597

支出の部

(単位 円)

科目	予算額 A	決算額 B	差異 (A - B)
デリバリーアーツ	3,000,000	2,686,520	313,480
パブリックアート	120,000	163,349	43,349
学校巡回芸術教室	2,000,000	1,930,266	69,734
知ってもらおう高松講座	120,000	120,200	200
ものづくりふれあい教室	460,000	341,555	118,445
活動費	500,000	517,560	17,560
合計	6,200,000	5,759,450	440,550

収入額合計と支出額合計の差 470,147 円は翌年度に繰り越している。

(イ) 平成13年度(平成13年12月31日現在)

【一般会計】

収入の部

(単位 円)

科目	予算額 A	収入済額 B	差異 (A - B)
会費収入	1,000,000	1,000,000	0
市補助金	3,500,000	2,700,000	800,000
事業収入	700,000	884,000	184,000
市民文化祭事務委託	0	100,000	100,000
雑入	52,294	151,217	98,923
前年度繰越金	347,706	347,706	0
合計	5,600,000	5,182,923	417,077

支出の部

(単位 円)

科目	予算額 A	支出済額 B	差異 (A - B)
事務所費	1,250,000	899,752	350,248
人件費	2,600,000	1,958,040	641,960
会議費	100,000	14,000	86,000
通信運搬費	600,000	355,587	244,413
事業費	1,010,000	1,232,578	222,578
慶弔費	10,000	3,118	6,882
雑費	10,000	18,509	8,509
予備費	20,000	0	20,000
共催負担金	0	50,210	50,210
合計	5,600,000	4,531,794	1,068,206

【文化たかまつ発行事業特別会計】

収入の部

(単位 円)

科目	予算額 A	収入済額 B	差異 (A - B)
売上収入	300,000	214,250	85,750
広告料収入	450,000	370,000	80,000
市補助金	700,000	500,000	200,000
雑入	895	20,238	19,343
前年度繰越金	425,105	425,105	0
合計	1,876,000	1,529,593	346,407

支出の部

(単位 円)

科目	予算額 A	支出済額 B	差異 (A - B)
印刷編集費	1,350,000	1,035,340	314,660
販売経費	26,000	0	26,000
人件費	200,000	0	200,000
諸経費	100,000	84,400	15,600
予備費	200,000	0	200,000
合計	1,876,000	1,119,740	756,260

【あゆみ発行事業特別会計】

収入の部

(単位 円)

科目	予算額 A	収入済額 B	差異 (A - B)
繰入金	2,249,843	2,249,843	0
合計	2,249,843	2,249,843	0

支出の部

(単位 円)

科目	予算額 A	支出済額 B	差異 (A - B)
印刷編集費	2,100,000	2,115,750	15,750
諸経費	149,843	35,932	113,911
合計	2,249,843	2,151,682	98,161

【委託事業特別会計】

収入の部

(単位 円)

科目	予算額 A	収入済額 B	差異 (A - B)
高松市委託料	6,100,000	5,588,810	511,190
デリバリーーツ	2,000,000	1,538,810	461,159
学校巡回芸術教室	2,000,000	2,000,000	0
学校巡回能楽教室	2,000,000	2,000,000	0
知ってもらおう高松講座	100,000	50,000	50,000
10町委託料	1,000,000	8,00,000	200,000
デリバリーーツ	1,000,000	8,00,000	200,000
雑入	0	42	42
前年度繰越金	470,147	470,147	0
合計	7,570,147	6,858,999	711,148

支出の部

(単位 円)

科目	予算額 A	支出済額 B	差異 (A - B)
デリバリーーツ	3,000,000	2,165,056	834,944
学校巡回芸術教室	2,000,000	2,003,895	3,895
学校巡回能楽教室	2,000,000	2,000,000	0
知ってもらおう高松講座	100,000	50,200	49,800
活動費	470,147	461,590	8,557
合計	7,570,147	6,680,741	889,406

(4) 監査の結果

監査の結果，事務についてはおおむね適正に処理されていたが，別記の事項については改善を要すると認められる。所管部局にあっては団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに，団体にあっては所管部局の指導に応じた適切な措置を講ぜられたい。

なお，当該事項について措置を講じたときは，地方自治法第199条第12項の規定に基づき，その旨を監査委員に通知されたい。

(5) 改善を要する事項

ア 会計処理規程等を作成すべきもの

(ア) 補助金等交付団体に対して適切な指導監督を行うためには、当該団体の財政状態を十分に把握しなければならないと考える。しかし、協会では、拠るべき会計処理規程等を整備しないまま会計処理を行っており、その結果、一般会計と特別会計をあわせた総括表等を作成していないなど、協会外部の者からは、協会全体の財政状態が把握しにくいものになっているので、協会に対して、適正な会計処理規程等を作成し、それに基づいて会計処理を行うよう指導されたい。

所管部局（文化部文化振興課）

(イ) 協会の収入の相当部分は高松市から支出されており、協会の事業は公益性の高いものであると認められることから、協会の会計は透明性の高い処理が求められると考える。しかし、協会では、拠るべき会計処理規程等を整備しないまま会計処理を行っており、その結果、一般会計と特別会計をあわせた総括表等を作成していないなど、協会外部の者からは、協会全体の決算状況が把握しにくいものになっているので、適正な会計処理規程等を作成し、それに基づいて会計処理を行われたい。

監査対象団体（高松市文化協会）